

新発田市カルチャーセンター電話交換機等設備更新業務委託 仕様書

1 目的・用途

本仕様は、老朽化等により見直しとなった構内交換機及び電話機等の更新整備を行い、通信システムを安全・安定的に稼働することを目的に実施する業務の仕様を定めるものである。

2 納品物件の数量及び機能等

納品機器は以下のとおりとし、機能等の要求要件は仕様明細書に示す。

新発田市カルチャーセンター

① I P 対応電話交換機	一式
② 多機能電話機	6 台
③ 一般電話機	6 台
④ 無停電電源装置	1 台
⑤ カールコードレス多機能電話機	2 台
⑥ 配線ケーブル（既設再利用可）	一式

3 調達の範囲

（１） 電話交換機等設備の機器調達と更新作業

指定場所へ電話交換機、電話機等を設置し、電話回線への接続を行う。

既設から新設への切替えは、発注者と協議の上、業務に支障のない日に行う。

なお、回線の切替え（廃止、新設）についても、発注者と協議の上、決定する。

（２） 機器等の適切な稼働調査

（３） 撤去作業

既設の電話交換機等設備については、再利用する場合を除き、撤去を行う。

撤去を行う機器等については、ダンボール等に梱包し、発注者指定の場所に収めることとする。

（４） 新規登録作業及び導入機器の使用方法的説明

（５） その他

電話交換機等設備が現在と同様に使用できるようにするために必要な作業等。

4 契約期間

契約日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで

なお、契約日から施工日まででは準備期間とする。

5 機器設置場所

新発田市カルチャーセンター

新発田市本町 4 丁目 1 6 番 8 3 号

6 特記事項

（１） 発注者の承認を得た工程表に基づき実施すること。

（２） 新設する交換機は、ひかり電話等を将来ゲートウェイ無しで直接接続可能なものであること。

（３） 作業は機器搬入に伴う据付け、組立て、機器作動に伴う付帯作業一式及び設置後の動作確認、調整を含む。

- (4) 新設する多機能電話機は、12ボタン以上とすること。
- (5) 搬入に当たっては、事前に発注者に連絡し、その指示に従うこと。
また、搬入に際しては、細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。
万一、損傷を与えた場合は、受注者の責において復旧すること。
- (6) 納品機器仕様書の一覧表を作成・提出すること。
- (7) 機器の不良、不備による補修又は取替を行う場合は、担当職員に充分説明し、その了承を得た上、適宜必要な処置を行うこと。
- (8) 不用設備等の撤去及び廃材処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、受注者の費用負担と責において適正に行うこと。
- (9) 検査合格については、試験成績書を作成・提出し、すべての動作確認を行うこと。

7 検収

本仕様書に規定する設備仕様を満足し、かつ設備の機能及び正常稼働を承認することをもって検収する。

8 諸法則の遵守

本設置の施工に当たっては、以下の関係法規等を遵守すること。

- ・電気事業法、電気設備に関する技術基準等
- ・電気通信事業法及び同法関係規則等
- ・労働安全基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等
- ・日本産業規格（JIS）、日本電気工業会標準規格（JEM）等
- ・個人情報保護法等
- ・その他関係法令、規格、基準並びに設計基準

9 その他

- (1) 本仕様書で疑義が生じた場合は、事前に発注者へ照会すること。
- (2) 納品物については、検査後、1年間保証し、以下の事項を満たす保守体制を確保すること。
(※実際の故障対応は別途)
 - ・電話による照会受付 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・E-mail による照会 24 時間受付
 - ・実施修理対応 修理の必要が発生した翌営業日までに対応
- (3) 本調達に関して知り得た情報は、一般の公知となるまでの間、第三者に開示、漏えい又は提供しないこと。

10 請求書提出先

新発田市役所本庁舎 6 階 スポーツ推進課スポーツ推進係
TEL 0254-28-9660

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。